

監 公 第 1 号
平成30年 8月 3日

阪神水道企業団監査委員 守 屋 隆 司
同 山 田 ますと

平成29年度定例監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成29年度定例監査の結果に基づく措置状況について、企業長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年度定例監査意見及び
要望事項に対する措置状況

阪神水道企業団

平成30年7月

目 次

1	人事労務管理の状況 -----	1
	(1) 事務分掌の整合について	
	(2) 超過勤務・年次有給休暇の取得について	
	(3) 懲戒処分について	
2	情報資産の管理状況 -----	2
	(1) 文書管理について	
	(2) 情報セキュリティ対策について	
3	予算の執行状況 -----	3
4	契約事務の状況 -----	3
5	財産管理事務の状況 -----	3
	(1) 公舎跡地の売却について	
	(2) 土地の有効活用について	
	(3) 物品の管理について	
	(4) 貯蔵品の管理について	
6	導送配水の業務状況 -----	4
	(1) 計画的な事業の推進について	
	(2) 危機管理対策について	
7	工事の設計、施工監督及び検査実施状況 -----	5
	(1) 工事記録書について	
	(2) 管路更新工事について	
8	その他の事項 -----	6
	(1) 公用車の安全運転について	
	(2) 出張旅費の支給について	

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>1 人事労務管理の状況</p> <p>(1) 事務分掌の整合について 企業団全体としては、事務職員及び技術職員共に欠員は生じていないものの、部局単位では、一部の部局において、定員現員比較の上では欠員となっているが業務量としては人数が充足している部局や、業務量を原因とし分課規程に規定された事務分掌に沿った業務分担が行われていない部局が見受けられた。これらについては、関係部局への聞き取り等により現状を把握し、定員及び事務分掌との整合をそれぞれ図られたい。</p>	<p>[総務部 総務課] 平成 30 年 4 月 1 日付の組織再編により、総務部に経営管理課及び企画調整課を置き、定員及び事務分掌の見直しを行い、分課規程との整合を図った。</p>
<p>(2) 超過勤務・年次有給休暇の取得について 超過勤務について、年間超過勤務時間数を過去 2 か年と比較すると、第 2 表のとおりとなる。年間 300 時間を超える職員の人数は減少傾向にあるものの、超過勤務が一部の職員に偏っている部局や、1 か月当たりの時間数が 80 時間を超えている職員が依然として見受けられた。 また、年次有給休暇の取得についても、昨年引き続き、年間取得日数が 5 日に満たない職員が数名見受けられた。 組織管理においては、職員の健康管理を第一とし、業務分担の平準化や業務能力の均衡化を図った上で業務を遂行することが基本であるため、現状を単に是認することなく、業務配分の見直しなどにより改善を図り、適切な業務管理に努められたい。 なお、今後、超過勤務及び年次有給休暇については、労働基準法見直しの動きがあるため、事前の情報収集に努め、引き続き時勢に遅れることのないよう対応準備を図られたい。</p>	<p>[総務部 総務課] 職員安全衛生委員会において、ワークライフバランスの取組として、年休取得の推進（年間目標 15 日以上）を重点実施事項として掲げるとともに、ノー残業デーの設定など超過勤務の縮減に努めており、職員の健康管理面からも引き続き超過勤務の縮減を図るとともに、年次有給休暇取得の促進に取り組んでいく。 また、職員の能力向上を図りつつ、業務分担の見直し等を行い、適切な業務管理を行っていく。 労働基準法見直しについては、動向を注視し、適切に対応していく。</p>
<p>(3) 懲戒処分について 今年度においても度重なる遅参があった職員 1 名に対し、昨年度と同様に「阪神水道企業団職員就業規則第 30 条第 2 項」に基づき懲戒処分（減給）が行われていた。こうした事象は、他の職員の士気に影響する可能性があるため、引き続き経過観察し、より一層、服務規律の遵守を自覚するよう厳正な指導に努めるとともに、組織内での連携をより深め、再発しない組織作りに努められたい。改めて、企業団職員は、常に公務員としての自覚をもって職務に精励するよう求めるものである。</p>	<p>[総務部 総務課] 当該職員には服務規律の遵守について厳正に指導を行い、職員全体に対しても研修等により意識向上を図っていく。</p>

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>2 情報資産の管理状況</p> <p>(1) 文書管理について</p> <p>平成 25 年度から実施している文書管理の見直しに伴う諸作業について、今年度においては、甲山調整池管理棟内の書庫を整理するなど、徐々に進捗しているものの、簿冊の作成において、背表紙を付けていない部局や、簿冊作成の際に設定する各文書の保存期間（特に永年・常用）の考え方が部局間で異なるなど、統一性のない運用が散見された。文書管理の指導に当たっては、平成 28 年度に設置された「文書管理等委員会」が主軸となり、適正な文書管理の推進に努められたい。</p> <p>次に、運転日誌等の日誌類について、今年度においては、鉛筆書きや記載内容が不明瞭なもの、軽易な誤記載が多数散見された。文書作成に当たっては、公文書類の重要性を深く認識し、関係規定に基づき適正な文書処理に努められるよう周知徹底を図られたい。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>簿冊の作成方法、保存期間（永年、常用）の考え方など、公文書類の処理について、文書管理等委員会において統一を図り、適正な文書管理が行われるよう、各部局に周知徹底を図る。</p> <p>公文書の作成においては、関係規定に基づいて適正な文書処理を行うよう周知徹底を図る。</p>
<p>(2) 情報セキュリティ対策について</p> <p>今年度より、情報セキュリティ対策に関する助言業務及び全職員を対象とした研修の企画・実施を委託している。今後は、全ての職員が情報セキュリティの重要性を認識し、情報セキュリティポリシーを理解し実践するため、環境の変化に応じ適宜見直した研修を実施するなど、情報セキュリティに対する職員の意識の維持向上に努められたい。</p> <p>また、平成 28 年度に策定された「情報セキュリティ対策実施計画」に基づき、今後も引き続き、安全性と効率性のバランスを保ちつつ、セキュリティ強化の施策を着実に推進されたい。</p>	<p>[総務部 企画調整課]</p> <p>情報セキュリティ研修については、平成 30 年度においても全職員を対象に実施することとしている。研修内容についても、前年度の研修結果を踏まえた見直しを行い、「e ラーニング」を活用した実践的な内容を含めたものも予定しており、職員の情報セキュリティ意識の維持向上に努めている。</p> <p>また、「情報セキュリティ対策実施計画」に掲げた施策については、上記研修の実施のほか、「電子記録媒体等管理要綱」の制定、グループウェアの外部利用及び共有アカウントに係る運用の見直しを行った。今後も、同計画に掲げた施策を順次実施していくこととしている。</p>

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>3 予算の執行状況</p> <p>最終予定執行率において、特別利益が超過執行となっているが、これは、住吉木造公舎跡地の売却に伴い、固定資産売却益が計上されたためである。また、企業債が低執行となっているが、これは、起債対象工事の出来高見込額が減少したためである。以上のように、一部予算現額と乖離が生じている科目が見受けられたが、現時点における執行状況はおおむね良好であるため、今後も引き続き、効率的かつ効果的な予算執行に努められたい。</p> <p>次に、今年度において、同じ目的に係る支出にもかかわらず、予算科目「項」の区分において、執行科目が混在している事例が見受けられた。支出の際は、整合性を十分確認し、適切な科目により執行されるよう努められたい。</p>	<p>[総務部 経営管理課]</p> <p>今後も引き続き効率的かつ効果的な予算執行に努めるとともに、予算科目については、執行時はもとより予算の策定段階からその整合性を十分確認し、対応していく。</p>
<p>4 契約事務の状況</p> <p>今年度実施の一部の業務委託において、予算議決により効力が生じる停止条件を付した契約の締結が年度開始前に行われていたが、全て着手日が契約締結日と同日となっていた。今回の手続きの必要性については、所管部局への聞き取りにより一定理解できるものの、契約の効力は、あくまでも予算年度の開始をもって発生するため、着手は年度開始後（4月1日以降）とすべきものである。当該案件においては、前年度にかかる委託期間中の契約履行はなかったようだが、今後は、契約内容に留意されたい。</p> <p>また、今年度においては、手続きの遅滞による契約保証金の納付遅延や契約書表記内容の記載誤りが見受けられた。契約事務の執行に当たっては、契約の重要性を再認識し、関係法令及び規程の遵守を徹底するとともに、適正な契約事務執行に努められたい。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>平成30年度における当該業務委託については、着手日を4月1日とする委託内容に改めた。</p> <p>契約事務については、関係法令及び規程の遵守など、適正に行うよう徹底する。</p>
<p>5 財産管理事務の状況</p> <p>(1) 公舎跡地の売却について</p> <p>保有地の売却については、売り急ぎなどにより極端に逸脱した価格とならないよう、十分な事前調査を実施した上で、売却時期及び価格を慎重に判断し適正な売却に努められたい。</p>	<p>[総務部 経営管理課]</p> <p>保有地を売却するに当たっては、十分な事前調査を実施することに加え、売却時期及び価格を慎重に判断し適正な売却に努める。</p>

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>(2) 土地の有効活用について 猪名川公舎跡地については、当初は売却を予定していたが、平成 27 年度に行われた土壌調査により、環境基準を上回るダイオキシン類等の汚染が確認されたことに加え、今年度に入り汚染土壌の処分が困難であると判明したことから売却を断念し、駐車場として有効利用するための整備工事を実施している。今後は、計画を着実に進めるとともに、その他の保有地と同様、安定した収益確保に努められたい。</p>	<p>[総務部 経営管理課] 平成 29 年度末に当該土地の整地（土壌入替、アスファルト舗装）が完了したことから、駐車場（一括貸付方式）として有効活用するための調査及び検討を進めていく。</p>
<p>(3) 物品の管理について 物品の検収については、おおむね適正に処理されていたが、消耗工器具備品整理簿において、記載内容に軽微な誤りが散見されたため、今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>[各課共通] 消耗工器具備品整理簿においては、記載内容を見直し、誤りがないよう適正な事務処理を徹底する。</p>
<p>(4) 貯蔵品の管理について 今年度においては、災害や管路漏水事故等に備え蓄えている管材料等の保管場所の変更及び整理が行われていた。今後とも、備蓄材の経年劣化や管本体の仕様変更等に対応するため、定期的な点検及び整理を行い、緊急時に備えた適正な管理に努められたい。</p>	<p>[総務部 経営管理課] 備蓄材の経年劣化や管本体の仕様変更等に対応するため、定期的な点検及び整理を行い、緊急時に備えた適正な管理に努める。</p>
<p>6 導送配水の業務状況</p> <p>(1) 計画的な事業の推進について 導送配水管路の管理状況について、今年度は、漏水事故の発生はなく、これまでに引き続いて安定供給確保のため、管路の耐震化及び老朽管の更新が行われていた。今後とも、計画的な事業の推進に努められたい。</p>	<p>[技術部 工務課] 今年度は、昨年度から引き続き 2 期淀川導水管更新工事を実施するとともに、管路更新事業として 1 期東部配水管大庄線及び 1 期中部配水管本線の更新を予定している。 今後も計画的に管路の耐震化及び老朽管の更新の事業を推進していく。</p>

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>(2) 危機管理対策について</p> <p>危機管理について、現在、企業団では、平成19年度に策定した「阪神水道企業団危機管理対策基本計画書」の改定及び危機管理プログラムの整理・再構築等を学識経験者の意見を交えながら実施している。また、阪神・淡路大震災から20年以上経過し、震災経験者が減少していく中、その経験を風化させないための職員研修や、災害時における相互応援協定に基づく他事業者との合同訓練等を継続して実施している。</p> <p>近い将来、地震等の大規模自然災害が懸念されるが、いかなる場合でも安定的な用水供給が企業団に求められているため、引き続き職員の危機管理能力や危機意識の向上に努められたい。</p>	<p>[技術部 浄水計画課]</p> <p>危機管理対応プログラム等の策定より、一定期間経過したことを踏まえ、危機管理に関する再構築に向けて検討を実施している。</p> <p>昨年度は、企業団における危機発生時の指針となる危機管理対応プログラムや、それを補完する各種行動マニュアル類などについて検討を行っている。</p> <p>今年度は、検討した結果で提案された危機管理対応プログラムの形態の見直しや、行動マニュアルをより見やすく実践的に変更した書式へ修正作業を実施し、ソフト面での強化に取り組んでいく。</p> <p>また、マニュアルなどを用いた訓練を通して、危機管理対策の維持改善に取り組んでいくとともに、構成市等との訓練実施により連携強化を図る。</p>
<p>7 工事の設計、施工監督及び検査実施状況</p> <p>(1) 工事記録書について</p> <p>工事の設計、施工監督及び検査の実施状況については、各種規程に基づきおおむね適正に行われていたが、工事記録書において、記載内容の不備等が散見されたため、今後は適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>[技術部 工務課]</p> <p>平成29年度の工事記録書において、記載漏れが見られた。今後は、工事担当と事務担当で重複チェックを行うなどチェック体制を強化し、同様の書類の不備がないように事務処理を行っていく。</p>
<p>(2) 管路更新工事について</p> <p>一部の管路更新工事において、関係機関との協議を起因とする複数回の工期延期及び工事内容見直しによる低執行が見受けられた。河川や国道等を横断する工事については、関係機関との協議が必須であり、相手方の事情に影響される部分が大きいため、やむを得ないところもあるが、今後は、関係機関との事前調整を十分に行うなど早めの対策を講じ、適切な工期設定及び予算措置に努められたい。</p>	<p>[技術部 工務課]</p> <p>近年の管路更新工事においては、河川横断部や国道横断部、支障物が多い箇所等での施工が多く、関係機関との協議も複雑・長期化している状況にある。工期の変更や金額の変更などへの影響がなるべく生じないように、関係機関との協議は早めに着手し、適切な工期設定や予算措置に努めていく。</p>

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>8 その他の事項</p> <p>(1) 公用車の安全運転について 公用車運転中の事故について、今年度は、人身及び物損事故が1件発生し、この他にも物損事故が数件発生している。既に総務部総務課長から文書による注意喚起が行われているが、今後とも、各部局において、交通法規の遵守、安全運転の徹底及び同乗者による安全確認の補助について注意喚起を行い、交通事故防止に努められたい。</p> <p>また、安全運転管理者及び公用車管理責任者においては、規程に基づき、安全運転の確保及び使用規律の確立を図られたい。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>交通事故の防止及び公用車の管理等について、今後も注意喚起を行い、法規の遵守を徹底させるなど適正な運用に努めていく。</p>
<p>(2) 出張旅費の支給について 今年度の出張旅費支給に係る事務処理において、日当の支給漏れ及び出張命令伺簿への記載漏れによる管内出張旅費の支給漏れがあった。支給漏れについては、速やかに所要の措置を講じるとともに、今後、記載漏れのないよう職員全員に注意を喚起し、チェック体制の強化を図り、再発防止に努められたい。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>記載漏れのあった出張について、出張命令伺簿に記載し、これに基づいて旅費を支給した。</p> <p>出張者に対する出張命令伺簿への記載の徹底及び各所属庶務担当の確認に対する注意喚起を行い、チェックを徹底する。</p>